【五本松小学校放課後児童クラブ　保護者会規約】

（名称）

第１条　この会は、五本松小学校放課後児童クラブ保護者会という。

（目的）

第２条　この会は、五本松小学校放課後児童クラブ（以下、クラブという。）において、児童が平等に保育を受けられ、安全に楽しい時間が過ごせることを目的とし、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）と協力し、以下の活動を行う。

①　クラブの運営及び管理への参加、支援

②　クラブが実施する事業活動（イベント及び企画など）への参加及び支援

③　関係する各種団体との連携

④　その他この会において必要とするもの（イベントなど）

（会員）

第３条　会員は、クラブに入会した児童（短期入会および休会中も含む）の保護者とする。

（会員の責務）

第４条　会員は以下のとおりこの会の運営に参加・協力するように努めなければならない。

①　総会に出席すること

②　クラブの発展の為にこの会の活動に積極的に参加すること

③　会費を納入すること

（総会）

第５条　総会は、会員全員で構成し、毎年４月を定期として開き、必要に応じて臨時会を開く事ができる。また、総会は、次の事項を審議し、決定する。その際、決議は構成人数の過半数以上の賛成で成立とする。可否同数のときは協議の上、決定する。但し、緊急の場合はこの限りではない。

①　事業計画及び予算に関すること

②　事業報告及び決算に関すること

③　役員の選任に関すること

④　規約の改廃に関すること

⑤　その他必要な事項に関すること

2.総会は、総会員の過半数の出席により成立する。

3.総会の決議は、総会員の過半数の賛成をもって行う。

4.総会は、毎年４月に定時総会を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

5.総会及び臨時総会は、開催に代えて、書面もしくはメールシステムにより審議事項を提案し、総会員の過半数の賛成により決議することができる。

（役員）

第６条　この会には、以下の役員を置く。

①　会長･･･この会を代表し、会務を総括し、総会および役員会を招集し、議長となる。

②　副会長･･･会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けるときは、その職務を代行する。

その他、年度末の会計監査を行う。

③　書記･･･この会の事務処理にあたる。（書記を置かず、副会長が兼任する場合がある。）

④　会計･･･この会の経理にあたる。

（役員の選任）

第７条　役員の選任については、以下の通りとする。

①　定時総会において会員の互選により選任する。

②　年度の途中に退会等により、役員が減少した場合は、臨時総会において補充選任することができる。

③　原則として未経験者より選出されるものとする。なお、経験者の立候補による再任は妨げない。

④　兄弟姉妹のいずれかの児童で１回のみの選出を原則とする。ただし、児童減少等による会員減少で役員選出が困難な場合は再度役員の選出対象となることがある。

⑤　退会等により、役員を任期中に中途退任した場合は、再度役員の選出対象となる。

2.選任された役員は、互選により、その役職（会長、副会長、書記および会計）を決定する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、翌年の定時総会までとする。なお、臨時会において補充選任された役員の任期は、選任後最初の定時総会までとする。

（役員会）

第９条　役員会は、役員全員で構成し、会務を協議し執行する。また、必要に応じて規約の見直しを検討する。

（会費）

第１０条　この会の運営は、会費・寄付金による。会費は、児童１人につき、月額２００円とする。

春休み、夏休み、冬休みの一時利用の場合（以下「短期」という）、会費は児童１人につき、春休み２００円、夏休み１０００円、冬休み５００円とする。なお、一年度中に複数回短期利用をする場合は入会の都度会費を納めるものとする。

２.会費の納付義務は入会した月から発生し、毎年４月の定例会で年間分（２４００円）を納めるものとする。ただし、中途入会等、やむを得えない場合は、指定された期日までに支払い（銀行振込可）をすること。銀行振込の場合は、領収証は発行しない。支払いがされない場合は、保護者会会長より督促状を発行する。

（休会・退会及び会費の返金）

第１１条　クラブを休会または退会する場合は、必ず支援員にその旨を連絡すること。また、いずれの場合も保護者会費の返金および負担金は、以下のように定める。

①　月の初日から末日までの期間のうち、１日以上在籍した場合は、会員は保護者会費（月額２００円）を納入する

②　児童クラブを休会する場合は、会費の返金はしない

③　月度途中の退会は翌月以降の会費を返金する

（規約の改定）

第１２条　規約の改定は、役員会で審議し、会員の承認を得る。また、この規約に定めるもののほか、必要な事項は申し合わせ事項として別に定める。

（補足）

【振込口座のご案内】

■銀行名及び支店名：ゆうちょ銀行　〇五八支店（読み：ゼロゴハチ）　　店番：０５８

■口座種別：普通預金

■口座番号：８２１４１１１

■口座名義：五本松小学校放課後児童クラブ保護者会

（補足）

所在地　〒２７３－０１２３　千葉県鎌ヶ谷市南初富１丁目１６-４２

　　１階　五本松小学校放課後児童クラブ第１クラブ

　　２階　五本松小学校放課後児童クラブ第２クラブ

連絡先　第１クラブ　０４７－４４５－９３２７

　　第２クラブ　０４７－４０１－５１０７

（附　則）

この規約は平成２９年４月１日から施行する。尚、今後の改廃については、附則として改定時期を記録すること。

（附　則）平成３０年7月１８日

この規約は平成３０年8月１日から施行する。

（附　則）平成３１年1月３０日

この規約は平成３１年4月１日から施行する。

（附　則）令和２年2月２８日

この規約は令和２年３月１日から施行する。

（附　則）令和４年１月２０日

この規約は令和４年４月１日から施行する。

（附　則）令和５年１月３１日

この規約は令和５年４月１日から施行する。